ふじよしだ

第124号

議会だより

http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/

議場にて

平成26年2月1日　編集・発行　議会だより編集委員会　電話（22）0612　富士吉田市議会事務局

12月定例会

富士吉田市一般会計 補正予算等を可決

平成25年12月定例会は、12月5日開会され、15日間の会期を終えて12月19日に閉会しました。

この定例会では、平成25年度一般会計補正予算（第6号）など補正予算6件、市ひとり親家庭医療費助成に関する条例など条例の一部改正2件、組織機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定1件、市道の廃止1件、市道の認定1件、及び市固定資産評価審査委員会委員の選任1件、合計12件の市長提出議案に加え、市議会委員会条例の一部改正1件、新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願1件、それに付随した意見書1件、その他の意見書1件、合計4件が議員から提案され、合計16件を、すべて可決、採択、同意しました。

また、辞職に伴う恩賜県有財産保護組合会議員及び富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われました。

市政に対する一般質問は7人の議員が行いました。

議会の動き

富士北麓広域市町村圏 正副議長会議議員合同研修会

10月29日に、富士北麓広域市町村圏正副議長会議主催による議員研修会が富士吉田市民会館3階小ホールにて開催され、野村　稔氏を講師に、「地方議会の改革・活性化について」と題しての講演が開催され、議員としての見聞を広げました。

●富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員（補欠選挙）

前田　厚子（上吉田区域）

●富士五湖広域行政事務組合議会議員（補欠選挙）

宮下　豊　　勝俣　大紀

●12月定例会　会期日程

日程	内容
12月5日	本会議（開会） ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託
11日	本会議 ○市政一般質問
12日	本会議 ○市政一般質問
13日	総務経済委員会 ○付託議案の審査
16日	文教厚生委員会 ○付託議案の審査
17日	建設水道委員会 ○付託議案の審査
19日	本会議 ○各委員長からの報告 ○議案の追加提案（議員提案含む） ○各議案の採決 ○富士吉田市外二ケ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙について ○広域行政事務組合議会議員の補欠選挙（閉会）

委員会の審査から

□総務経済委員会　□文教厚生委員会　□建設水道委員会

総務経済委員会

●審査案件

①議案第70号
組織機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

②議案第75号
平成25年度富士吉田市一般会計補正予算（第6号）

③請願第1号
新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願について

●審査結果

①本案は、「組織機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」の制定でありまして、組織機構改革の一環として、企画総務部及び環境税政部を再編するなど、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、市役所の原点は、市民の皆様の福祉の向上に資することであることを念頭に置く中で、諸施策の対応等に努めてほしいとの要望がありました。

②本案は、平成25年度富士吉田市一般会計補正予算第6号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ2億4443万6千円を追加し、総額を194億3059万1千円とするものであります。

歳入では、地域の元気臨時交付金2億529万円、指定寄附金2千万円等を増額し、財政調整基金繰入金3333万5千円を減額するものであり、歳出では、公共施設整備基金費2億529万円、（仮称）富士の郷食あいセンター整備費3715万2千円等を増額し、一般職給、職員手当等の人件費3149万8千円、他会計への繰出事業費2058万9千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、（仮称）富士の郷食あいセンターについては、防災機能が発揮できるような施設にしてほしいとの要望がありました。

③本件は、「新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願」でありまして、消費税の増税により民主主義を支える基盤である新聞の購読中止が懸念され、また、それによりリテラシーの低下、ひいては、国力の低下や国際競争力の減退を含めた社会不安を招くことにつながる恐れがあることから、消費税の増税にあたっては、複数税率を導入し、新聞への軽減税率を適用してほしいとする願意に賛同し、採択すべきものと決しました。

文教厚生委員会

●審査案件

①議案第71号
富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

②議案第72号
富士吉田市民の体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

③議案第77号
平成25年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

④議案第78号
平成25年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第3号）

⑤議案第79号
平成25年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第2号）

●審査結果

①本案は、「富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例」の一部改正でありまして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、引用する法律名を変更するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、「富士吉田市民の体育施設の設置及び管理に関する条例等」の一部改正でありまして、体育施設の60歳以上の使用料を半額にする等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、市民にとって良い制度であるので、指定管理の施設についても、利用者へのサービス向上や運営面に

ついて特に行政から指導をしていただきたいとの要望がありました。

③本案は、平成25年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出からそれぞれ1122万4千円を減額し、総額を61億3094万3千円とするものであります。

　歳入では、一般会計繰入金1122万4千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費1122万4千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④本案は、平成25年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第3号でありまして、今回、歳入歳出からそれぞれ156万8千円を減額し、総額を36億3852万円とするものであります。

　歳入では、一般会計繰入金156万8千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費156万8千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑤本案は、平成25年度富士吉田市立病院事業会計補正予算第2号でありまして、今回、資本的収入及び支出につきまして、収入を6908万5千円増額し、総額を2億6878万7千円とし、支出を9040万4千円増額し、総額を4億9130万6千円とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

建設水道委員会

●審査案件

①議案第73号
　市道の廃止について

②議案第74号
　市道の認定について

③議案第76号
　平成25年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

④議案第80号
　平成25年度富士吉田市水道事業会計補正予算（第2号）

●審査結果

①本案は、市道の廃止でありまして、市道昭和大学通り支線の付替えのため、新たに昭和大学通り支線を市道認定することから、従前の昭和大学通り支線を廃止しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、市道の認定でありまして、地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、昭和大学通り支線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

　なお、審査の中で、起点付近のカーブが急角度になるため、施工の際にすみ切りが取れるようであれば設置してほしいとの要望がありました。

　中間地点から終点部分に関して、地権者の協力を得る中で、早期の着工を目指してほしいとの要望がありました。

③本案は、平成25年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出からそれぞれ779万7千円を減額し、総額を14億597万7千円とするものであります。

　歳入では、一般会計繰入金779万7千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費779万7千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④本案は、平成25年度富士吉田市水道事業会計補正予算第2号でありまして、今回、収益的収入及び支出につきまして、支出を323万8千円減額し、総額を5億5410万3千円とするものであります。

　また、資本的収入及び支出につきまして、支出を213万円増額し、総額を5億6363万3千円とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

《編集委員会》
委員長　奥脇　和一
委　員　渡辺　忠義　　戸田　元
　　　　横山　勇志　　渡辺　貞治
　　　　勝俣　大紀

◇議案審議◇

即決案件の内容

第４回臨時会

●議案第69号
富士吉田市教育委員会委員の任命について

【内容】
委員の堀内研司氏の後任に富士吉田市ときわ台１丁目４番29号、羽田由貴子氏を任命するもの。

第５回定例会

●議案第81号
富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【内容】
委員の新海英雄氏の後任に富士吉田市新屋２２６番地、堀内美清氏を選任するもの。

●議案第82号
富士吉田市議会委員会条例の一部改正について

【内容】
富士吉田市の組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

●議案83号
30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について

【内容】
議員全員による提案により本市議会から政府に対して、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書を提出するもの。

●議案84号
新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書につい

【内容】
議員全員による提案により本市議会から政府に対して、新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書を提出するもの。

年4回/15,000部　市内全域配布!

ふじよしだ議会だより　企業広告大募集！

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所　議会事務局　☎0555-22-0612（直通）

●全文については、次期定例会（3月）より、市立図書館および市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問 12月

渡辺　孝夫　議員

①市内赤坂地区雨水対策について

●1回目の質問

赤坂谷倉地区内の冠水対策については、私も平成13年6月議会で一般質問をさせていただき、順次側溝の整備を進めたい。との答弁をいただいているところである。

昨今の異常気象によるゲリラ豪雨や台風などにより、交通規制される頻度も増し、ここで生活する住民はもとより、通学する児童生徒の交通安全の面からも早急な対応が求められているが進渉はどのようになっているかお伺いする。

又同時に、昨年度は台風の発生も多発し赤坂地区を流れる（通称）雪代川が氾濫したことから、家屋の浸水などの重大な被害が発生し、住民生活に支障をきたしたことは、周知の事実である。

（通称）雪代川は昔の河川から現状のコンクリートの河川に改修されてから約36年の歳月が経過していることから、老朽化も激しく速やかな改修が望まれるところであるが、今後当局はどの様な手立てを講ずるのかお伺いする。

●1回目の市長答弁

赤坂谷倉地区内に流入する雨水の流域面積は、本市と富士河口湖町の2市町に跨る非常に広い範囲でありながら、河川法に基づく河川としての位置づけがなされていないことから、整備を行うための事業主体及び具体的な手法が決定できない状況である。

その様な状況の中、地元で組織する「船津・谷倉・赤坂・竜ケ丘・西丸尾・新町地区水害対策協議会」より、対策の早期実現の要望書が本年3月と10月の2回にわたり本市及び山梨県、富士河口湖町の各自治体に提出された。それを受け、関係事業体において検討協議会が開催され、流域水路の現況の把握、被害状況の確認、河川敷用地の確認を行い、事業化と整備方針について検討を行なっているところである。

次に、浸水被害により市民生活に影響を及ぼしていた既存水路の改修工事についてであるが、昨年度及び本年度に開水路部分の側壁の嵩上げ工事、底盤の打ち替え工事、フィルターの設置工事等の改修、保全工事を行った結果、浸水被害が発生していない。

今後も、現状観察を行い、水路の必要な改修及び健全な保全に努めて参る。

②市道新倉南線について

●1回目の質問

県施工の国道137号河口湖吉田バイパスである新倉トンネル、総延長247mも今年9月には貫通し、今後の予定はトンネル内部の舗装、照明、消火栓設置等が施工される予定になっており、トンネル本体は平成26年12月に完成竣工すると聞いている。

そこで、アクセス道路として、同時進行している新倉南線について伺うが、まず、新倉南線の現在の進渉状況はどうなっているのか、併せて、今後のタイムスケジュールをお聞きしたい。

現在、一部では変則的に供用開始となっているが、場所によっては接触事故も発生しており、冬場を迎えて凍結、積雪等が原因で重大事故を引き起こす前に何らかの安全対策が必要と思われるが、今後当局として全面供用開始までの間にさらなる安全対策は考えているか。

平成27年の全面開通に向かって、現在聞いている所では、新倉郵便局以西の信号設置は新倉郵便局交差点のみと報告されている。

供用開始後は1日1万1千台前後の車の交通量が予想される。

新倉南線の沿線には、小中学校があり朝夕の車の渋滞が予想される中、児童・生徒の通学の安全確保、併せて、地域住民の生活上の安心安全も考慮することは、必要不可欠である。

供用開始まで1年余りとなった今、交通法規上いろいろな制約があると認識しているが、道路行政では1年余りと言っても、短い期間である。供用開始後の検討では手遅れ感があり、早急な検討が必要と考えられるが、当局の見解をお聞きしたい。

現在、通勤通学時、朝は赤坂の信号を先頭にかなり長い渋滞が発生しており、新倉南線の供用開始後は、特に朝晩に車が集中することが予想される。渋滞緩和を考慮する上で、周辺道路整備を今後どの様に計画しているのか合わせてお伺いする。

●1回目の市長答弁

市道新倉南線の整備状況については、市道中央通り線の交差点から市道旭町西裏通り線までの整備延長812mの内、市道武蔵3号線から市道旭町西裏通り線までの640mの改良工事が完了している。

今後の予定は、平成25、26年度の継続工事として96mの副道工事、平成26年度工事として、市道中央通り線から市道武蔵3号線まで172mの改良工事を行い、平成27年3月の完了を予定している。

現在、仮供用中の道路区間の安全対策については、山梨県警交通規制課との協議に基づき、各交差点において路面表示及び注意看板の設置を行っている。

また、山梨県警交通規制課と現地において再協議を行い、市道新町通り線と市道新倉南線側の交差点において、車道の幅員縮小規制、路面表示とカラー舗装による速度抑制対策、案内看板の位置変更、また市道新倉通り線との交差点には新たな路面表示等のさらなる安全対策を行って参る。

次に、全面供用開始後に向けての安全対策は、道路整備段階から山梨県警交通規制課と交差点協議を行ってきた結果、信号機の設置については、市道中央通り線交差点、市道武蔵3号線交差点、市道新町通り線交差点の3箇所になる。

しかしながら、本線開通後は相当数の交通量が見込まれることから、信号機の増設等について、旭町自治会、下吉田第二小学校、下吉田第二小学校PTAの連名による陳情もあり、富士吉田警察署に上申したところである。

今後においても、道路標示や道路標識の設置については、自治会及び学校関係組織等と連携を図りながら要望して参る。

次に、赤坂地区の渋滞についてであるが、市道新倉南線が本市と甲府方面を結ぶ重要な幹線道路となるため供用開始後においては、国道137号と交通量の分散化が図られ地域の渋滞は緩和されるものと考えている。周辺道路の整備については、今後の動向を見極めて検討して参る。

●2回目の質問

全面供用開始後は、地域住民の交通安全及び児童生徒が安全に通学できるように、信号機及び横断歩道などの道路標示や道路標識の設置については、自治会及び学校関係組織と連携を図りながら要望して参るとの

答弁だが、新倉南線開通後は朝夕の渋滞が予想され、もし信号機等が設置されない交差点では新倉南線に進入する車にとって非常に危険を伴う事が予想される。
新倉郵便局以西に主たる交差点だけでも5ヶ所存在するが、もう少し具体的にどの交差点にどの様な施設を交渉していくのか。
又、設置可能な場合、設置する時期は全面開通前になるのか、合わせてお伺いする。

●2回目の市長答弁

現在、新倉郵便局以西の（仮称）新倉トンネルまでの区間における市道新倉南線に交差する各路線においては、本市において、区画線、注意喚起のための路面表示及び案内標識をすでに設置している。
また、全面供用開始までには、市道新町通り線との交差点である新倉郵便局前においては、山梨県警により、信号機、横断歩道、規制標識の設置を行い、本市においても、注意喚起の表示、右折レーンの設置など、スムースな交通誘導及び安全対策を図って参る。
交差点における安全対策は、山梨県警交通規制課との交差点協議により計画しており、新倉郵便局以西における交通信号機については、交通量及び信号機間隔の問題により、現時点では設置は困難であるとの回答である。
しかしながら、地域住民の交通安全、児童生徒の安全な通学、また、市道新倉南線に進入する車両の安全を確保するため、地元自治会及び学校関係組織等の御協力をいただき、連携を図りながら、早い時期での信号機の設置に向けて、今後も粘り強く要望して参る。

③地下水保全と地下水協力金について

●1回目の質問

平成22年に、市民共有の貴重な資源でもある地下水の保全を目的とした富士吉田市地下水保全条例が制定され、地下水保全の為、有効に機能していると認識している。
ミネラルウォーターの協力金、寄付金等については新規（増設及び用途変更も含む）では、地下水保全条例施行規則第二条の二に関する要綱で明記しているが、既存工場に関しての記述はない。
バナジウムを多く含んだ市内のミネラルウォーターの製造販売は近年特に増加しており、販売量も市水道事業の総給水量に対して、平成22年度は12%、平成24年度は16%を超えている。
ちなみに平成24年度の市水道事業の総給水量約730万t、ミネラルウォーター関連は約122万t。なんと、1日平均約3300tの地下水が市外に持ち出されている。
ミネラルウォーター関連業界は、現状では市の基幹産業の一つとなっており、雇用も確保されており、必要不可欠な存在である。
そこで、共存共栄を図るためにも地下水保全と地下水の適正利用について、今後更なる監理監視が必要と考えられる。平成23年9月以降、現在まで業務用井戸の許可はいくつあったか、口径、深さなども含めてお聞きしたい。
市として、ミネラルウォーター関連業界の市内主たる業者の年間販売量、販売額はどの様に把握しているのかお伺いする。
又、平成23年9月の私の一般質問で、今後においては、地下水利用者に負担を求める制度について庁内に検討するための組織を設置するとの答弁をいただいており、現在は、協力金の形で進んでいると認識しているが、今後の更なる取り組みについてお伺いする。

●1回目の市長答弁

まず、業務用井戸の許可についてであるが、平成23年9月以降の業務用井戸の許可件数は2件、それぞれ共に井戸揚水管口径80㎜、井戸深度260mとなっている。
次に、ミネラルウォーター関連業界の年間販売量等についてであるが、企業毎の詳細な数値については把握できてはいないが、工業統計調査の平成22年度集計によると、市内企業における製造品出荷額は97億3千万円となっている。
次に、地下水利用者に負担を求める制度についてであるが、庁内における検討組織の設置については、富士吉田市政策会議等に関する規程に基づき、関係部署の職員で構成する「地下水保全等検討部会」において、環境保全、地域経済の活性化等に資する寄附金や協力金など、地域貢献に関する協議について、検討を重ねながら対応しているところである。

●2回目の質問

業務用井戸の許可は平成23年9月以降、2件許可したと答弁しているが、平成22年10月より、市民共有の資源でもある地下水の汚染防止、水産資源の保全又地下水採取の適正化を盛り込んだ富士吉田市地下水保全条例が施行され、井戸削井許可には慎重に審査する事となっているが、今回の業務用井戸の許可についてはどの様な理由で許可したのかお聞きする。
ミネラルウォーター関連業界の年間販売量等については、詳細な数値については把握していないと答弁しているが、各企業の年間販売量及び販売額について公表していないなら、各企業に義務づけられている揚水量からおおよその販売額が推定できるのではないか。
同時に、揚水量の報告義務は現在どの様に行っているのか、協力金を要請するのにも、やはり現在の販売状況も知っておくべきと考える。
毎日たくさんの水が市外に持ち出されていて、将来に不安を感じる。地下水は無尽蔵ではない。
地下水資源を将来にわたり市民が享受できるよう、さらなる努力と答弁しているが、もう少し具体的な事例をお示し願う。
協力金についても、私の聞いている限りでは多くの市民が肯定的であり、関心を持っている。
ミネラルウォーター関連業界に対してもっと積極的に御願いするべきと考えられるが、今後の具体的な活動について再度お伺いする。

●2回目の市長答弁

まず、許可理由についてであるが、業務用井戸の2件の許可については、富士吉田市地下水保全条例に基づき、一定量以上の地下水を採取する井戸設置については、許可制としている。
したがって、条例第四条に定められている許可基準の認否について審査し、許可したものである。
次に、揚水量から販売額を把握することについては、ペットボトルやガロンボトルなど商品により製造単価額が異なるため、先ほど答弁申し上げたとおり、工業統計調査の集計によると97億3千万円であるので、御理解を賜りたい。
また、揚水量の報告については、毎月末日までに、前月分揚水量の報告をいただいているところである。
次に、地下水保全の具体的な取組みについてであるが、渡辺議員御発言のとおり、地下水は無尽蔵ではないことを念頭に、行政に関わる市長としての責任において、市民の皆様の飲料水の確保を第一義と捉え、地下水の保全と活用の適正化を図っていかなければならないものと考えている。
そのためには、本市における地下水の状況をできる限り科学的に把握しておく必要があると考え、昨年度から3ヵ年を要しての地下層の電磁探査を導入した調査を行っている。
次に、協力金に関する具体的な活動についてであるが、この協力金を用い防犯灯のLED化など市民の皆様に具体的で分かりやすく市民生活に直接関連する事業に積極的に活用して参る。

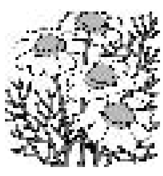

●全文については、次期定例会（3月）より、市立図書館および市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問 12月

宮下　豊　議員

①（仮称）多世代交流施設「ふれあい庵」整備事業計画及び歴史民俗博物館リニューアル事業について

●1回目の質問

下吉田地区の市営中央駐車場に老人福祉センター機能及びコミュニティーセンター機能を併せ持つ施設である「ふれあい庵」を総事業費、約9億4240万円で建設するとのことであるが、下吉田地区には、近年リホームされた老人福祉センター、下吉田コミセン、さらには入浴施設も併設された下吉田南コミセンがあり、いずれも多くの市民の皆さんの利便に供されている。

「ふれあい庵」整備事業は、建築費の総額8億円、坪単価に換算すると、何と180万円になる。しかも、本年4月の演習場対策特別委員会において、本事業の総事業費は3億2500万円と説明されている。

一体、いつ、どこで、誰によって、何の目的で総事業費が約9億4240万円と、短期間に3倍も膨れ上がったのか。我々市民の血税を何とお考えか。また、既存の老人福祉センターの解体費はどのくらい掛かるのか。

次に、博物館リニューアル事業であるが、同じく演対委員会において、総事業費5億円と説明されたが、このような短期間に何故に10億4800万円と2倍以上に増額されたのか。

●1回目の市長答弁

「ふれあい庵」整備事業計画については、現在の老人福祉センターが建設から既に40年が経過しており、施設自体の老朽化に加え、バリアフリー化やエレベーター設備なども整っていないことなどから、老人クラブ連合会から新たな老人福祉センターの建設について強い要望を受けている。

なお、その解体費は、およそ1500万円を見込んでおり、総事業費9億4240万円に含まれている。

「ふれあい庵」整備事業の考え方は、当初、防衛補助対象メニューであるコミュニティ供用施設建設を適用させることとしたため、一般的なコミュニティ供用施設建設の平米単価を採用した結果、3億2500万円となったものである。

その後、基本設計において、これまでにない街中への充実した施設として建設するため、さまざまな観点から検討を重ねた結果、4つの基本方針を柱に施設整備を行っていくこととした。

「高齢者を中心とした生きがいづくりや健康増進に利用できる施設、子どもから高齢者までの多世代交流等の拠点となる施設」として、「下吉田の街並みとの調和を図る施設」として、「商業関係者等との連携や地域振興の拠点となる施設」として、「省エネルギー対策、自然エネルギーを活用した施設、また、災害時に福祉避難所となる施設」としての機能を備えた「ふれあい庵」の整備事業は、「市民の血税」を最大限に有効活用できる整備事業として、市民の皆様に十分に満足していただける価値あるものと確信している。

博物館リニューアル事業は、博物館を取り巻く環境の変化、さらには、富士山世界文化遺産を千載一遇のチャンスと捉え、現在の博物館を幅広い年齢層が見て、体験して、楽しめる施設としてリニューアルするものである。こうした考え方から、現行法規では不適格となる部分への対応、老朽化に伴う建物全体に対応する防水処理の追加、また、来館者の利便性の向上を図るための各種工事等及び展示部分を積算した結果、本年4月にお示しした事業費から増額となったものである。

●2回目の質問

先程のご答弁でいろいろご説明されているが、当該両施設が、何故増額されたのか全くその根拠が示されていない。

なぜなら、本年3月の平成25年当初予算に当該両事業の基本設計及び実施設計費が計上されているが、先程の詳細な説明は当初予算計上時には既に検討され、事業内容が確立しているものと考えられるからである。

再度、市長さんのご見解をお示しください。

次に、当該事業費9億4240万円の資金計画であるが、起債は考えているのか。また、同じく10億4800万円の総事業費の資金計画も併せてお示しください。

次に、「ふれあい庵」の維持管理費は4千万円とのことであるが、その具体的な内容と併せて、既存の老人福祉センターの維持管理費についてお示しください。

●2回目の市長答弁

「ふれあい庵」整備事業は、基本設計段階において、多くの市民の皆様からの御意見や御要望を踏まえる中で増額したものであり、博物館リニューアル事業も設計段階において、機能向上を図るための各種工事及び展示部分を積算したことから、増額したものである。

資金計画については、「ふれあい庵」整備事業は、事業費9億4240万円余りで、その財源内訳は国庫支出金1億2700万円余り、地方債3億5300万円、公共施設整備基金1億円、一般財源3億6200万円弱である。

また、博物館リニューアル事業は、事業費は10億4800万円であり、その財源内訳は、国庫支出金1億2700万円余り、地方債4億1千万円弱、公共施設整備基金1億円、一般財源4億1100万円弱である。

維持管理費約4千万円の内訳は人件費、清掃業務、設備保守点検等に要する費用が約1900万円、光熱水費が約1800万円等である。

現在の老人福祉センターの維持管理費は、指定管理料が平成24年度において、約1440万円であり、その内訳は、人件費が約930万円、光熱水費が約250万円、ボイラー及び設備の保守点検、清掃整備等の委託料が約100万円等である。

●3回目の質問

当初事業計画の2倍、3倍という大幅な増額変更を伴った事業の進め方は、市政始まって以来の暴挙である。

起債を当該両施設あわせて総額7億6300万円、基金の取り崩しを2億円為すとのことであるが、何故に、基本構想の段階でしっかりと事業計画を積み上げてこなかったのか。これでは、市民の皆さんからの信頼を極めて損なうことになると考えられるが、いかがか。

次に、「身の丈」についてであるが、躍動感あふれる財政状況を構築しているとの事であるが、市立病院にリニアック設置の際に7億6千万円、また、東側庁舎建設に際し、3億円を恩賜林組合から頂いている。

恩賜林組合からはこの6年間、毎年10億2888万円の分収交付金を頂いている。

今般の当該両事業が、今日の本市の「身の丈」に合った事業であるとするならば、恩賜林組合からの入会権の果実を原資とする分収交付金並びに大型補助金等は今後必要ないとお考えか。

もし、今後も必要であるとするならば、当該事業計画を一旦中止し、本市の「身の丈」に合った事業を為すべきと考えるが、いかがお考えか。

今般の当該両施設の建設事業計画、特に坪単価180万円もの巨費を投じての整備計画は全国的な世の中の流れ、また、市民生活の実態を良く理解されているのか。

●3回目の市長答弁

両整備事業の実施は、市民の皆様に満足していただけるよう、必要な一定額の費用を積極的に投入して、確実に推進することとした結果であるため、確実に事業を執行していく。

「身の丈」についてである

が、恩賜林組合の分収交付金は、市立病院やごみ処理施設の運営に、補助金も事業の貴重な財源として、それぞれ有効に活用させていただいている。
　また、良好で体力が強化され、躍動感あふれる財政状況下においては、「身の丈」に合った事業であると考えている。
　整備計画については、繰り返しになるが、両事業の実施は、市民の皆様に満足していただけるよう、必要な一定額の費用を積極的に投入して確実に推進することとした結果である。

②財政について

●1回目の質問
　平成24年度、県内27市町村の普通会計決算状況についてであるが、本市は、実質単年度収支は4億873万6千円の赤字であり、経常収支比率は88・1%である。県内27市町村の中で実質単年度収支の赤字は、僅かに7市町村であり、金額は、甲府市に続き県内第2位の数値である。また、経常収支比率も県内第3位という高い数値である。
　そこで、平成24年度決算ベースにおける実質単年度収支、並びに経常収支比率の数値のそれぞれの要因と今後の対応策、並びに現在の本市の財政状況についてお示しください。

●1回目の市長答弁
　平成19年4月の市長就任以来、「選択と集中」による事業の重点配分、計画的な財政運営などの行財政改革を積極的に行ってきた結果、特に、市債については、この6年間で、市全体では81億円余り減少し、また、一般会計の財政調整基金については、この6年間で10億円余り増加した。
　歳入の根幹となる市税は、税の公正・公平な徴収に努め、安定した税収を確保しており、歳出については、健全な財政運営により市民サービスに努めている。
　主な財政指標については、経常収支比率は減少傾向となり、実質公債費比率や将来負担比率も良好な数値となっていることからも良好な財政状況となっている。

●企画総務部長答弁
　実質単年度収支は、単年度収支から財政調整基金を3億3千万円取り崩した「やりくり」の結果であり、4億800万円余りの赤字となったものであり、特に問題はない。
　経常収支比率は、88・1%と、全国平均を下回るなど改善されている。この要因としては、縮減への努力による公債費の減少、少子高齢化の進展や経済不況などによる扶助費の増大などにあると考えており、今後もその逓減に努めていきたい。

●2回目の質問
　平成18年度決算ベースに於ける起債残高は、397億8千万円であり、大幅な増額要因は、ごみ処理施設建設78億1千万円、市立病院建設67億6千万円、市営特別養護老人ホーム建設11億2千万円である。
　この3施設の起債だけでも毎年10億円余り償還されており、81億円余りの減額は法律上当然の結果である。
　特に注視すべきは、下水道事業会計に於ける平成18年度より平成24年度迄に、合計25億3千万円の起債残高の減少であり、このことは、当該事業の大幅な削減であり、結果として現在の事業ペースでは市内全域に公共下水道工事が完了しないと考えるが、いかがか。
　また、臨時財政対策債であるが、平成18年度残高36億4千万円、平成24年度は61億2千万円であり、差引きすると、何と24億8千万円の増額である。
　先程、平成24年度決算に於ける、実質単年度収支4億800万円の赤字は特に問題ないとのことであるが、何故に臨時財政対策債を8億円起債されたのか。また、平成19年度以降、毎年起債されているのか。
　また、一般会計の財政調整基金は6年間で10億円増加したとのことであるが、平成18年度決算ベースでの本市の基金全体の残高は70億7千万円、平成24年度残高は65億8千万円であり、差し引くと4億9千万円の減額であり単に結果として数値を置き変えたと考えられるが、いかがお考えか。

●2回目の市長答弁
　公共下水道の整備については、事業計画に基づき着実に進めた結果、市債残高が減少したものである。
　本市においても、国の基本方針に則り、計画区域内は下水道の整備を図り、計画区域外は合併浄化槽により、効率的な汚水処理整備と普及促進を図っている。

●企画総務部長答弁
　臨時財政対策債の元利償還金相当額は、全額を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入することとされているので、各地方公共団体の財政運営には支障がない。
　よって毎年度、財政運営における必要な措置として、借入れを行っている。
　基金残高についてであるが、財政調整基金は、一般財源の財源不足などに幅広く対応するための基金であり、特定の目的を持った基金は、その目的に沿った歳出増加の際の財源に活用するものであるように、両者はその性格が異なっており、数値の置き換えということではない。

●3回目の質問
　市民の皆さんの要望については、行政サービスの諸施策を執行する中で対応してきたとのご答弁であるが、例をあげると、市道平山、虹ケ丘団地線舗装補修工事についての平成23年度の陳情書の対応であるが、該地の補修は、喫緊の課題にもかかわらず、まだ工事が完了していない。
　この様な実状で、本当に市民の皆さんのニーズに誠意を持った対応をされたとお考えか。
　また、中期財政計画では、今後ますます市民要望に対する予算を削減するとのことであるが、市民生活に直結したニーズに対応出来るとお考えか。
　次に、中期財政計画によると、平成29年度末一般会計の起債残高は、157億6千万円であり、平成26年度の起債償還元金は18億円に対し、起債発行額は25億7千万円である。
　その主たる要因は、「ふれあい庵」整備事業3億5300万円、博物館リニューアル事業4億1千万円と考えられるが、何故に財政規律を大幅に崩されたのか。
　また、平成24年度決算ベースでの起債残高は159億8千万円であり、今後5年間で2億2千万円の縮減であり、箱物行政の結果と考えられるが、いかがお考えか。
　また、実質的な2期目の最終年度に当たる、平成26年度の起債残高は163億5千万円であり、平成24年度に比べ、3億7千万円も増加している。箱物政策に偏りすぎた結果と考えられるが、いかがお考えか。
　次に、平成18年度末財政調整基金残高は30億円、公共施設整備基金を初めとする基金残高40億6千万円であり、基金残高の総額は70億7千万円である。
　また、平成27年度財政調整基金残高は25億円、公共施設整備基金を初めとする基金残高は11億8千万円であり、平成18年度と比較すると、財政調整基金5億円減少し、公共施設整備基金を初めとする基金残高は、28億8千万円減少し、基金全体で33億9千万円減少するが、これでも、健全な財政運営といえるのか。

●3回目の市長答弁
　市民ニーズへの対応についてであるが、道路の改良等については、毎年、自治会からの陳情等を受けて、緊急性・重要性などにより優先順位を決定して、予算枠内で適切に対応している。
　中期財政計画については、全国各地で多発した通学路における交通事故を受け、平成25年度及び26年度の2カ年は通常の予算枠を超えた緊急工事を行うこととして増額したものである。
　起債については、平成26年度は、本市にとって必要不可欠の事業が集中することにより借入額が一時的に増大するが、中期財政計画の5カ年においては、市債残高は平成24年度末よりも減少するなど、計画期間内において、財政規律を遵守している。
　基金については、行財政改革などにより6年間で財政調整基金を10億円余り増加させることができたことにより、この基金を有効に活用することとしている。
　また、公共施設整備基金などの特定の目的を持った基金については、平成18年度から平成24年度までの6年間において、目的に沿って計画的に取り崩したものである。

●全文については、次期定例会（3月）より、市立図書館および市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問

12月

前田　厚子　議員

①認知症対策について

●1回目の質問

高齢者の3分の1が認知症予備軍とも言われている。

そこで、3点についてお聞きする。

〈一点目〉

①2004年に「痴呆」という用語を「認知症」と改めた事などをきっかけにして、認知症の対策が大きくスタートしたが、本市で認知症といわれている方は、要介護高齢者のおよそ何%を占めているかお聞かせ願う。

②認知症サポーター養成講座について、現在、講座を受け市内に何人のサポーターが誕生しているか。年齢層も教えていただきたい。

又、認知症サポーター講座を受講した人たちの効果を実際の活動について市ではどのように把握しているかお聞かせ願う。

③認知症サポーターでもある「支える人」を地域で一人でも多く増やしていくために、すでに福祉講話の中に折り込み、実施している学校もあるようだが、市内の学校全体で取り組むことは可能か、市の考えをお聞かせ願う。

〈二点目〉

①認知症対策として新しいケアのカギは、「早期発見・早期治療」であるように、医療との連携が必要なことは必然だが、本市としてはどのような対策を考えているかお聞かせ願う。

②昨年からの認知症対策、「新・認知症5カ年計画」が策定された。

その中には、認知症初期集中支援チームの設置等が盛り込まれているが、市でどのような取り組みを考えているかお聞かせ願う。

③認知症は年々増加していくと危惧される中で、福岡県大牟田市では、官民の連携で住民を巻き込み模擬訓練をし続けているとのことであった。

今年で、10回目を数え、千人以上が訓練に参加したが、本市でもこのような取り組みを考えていただくことは出来ないだろうか。市の考えをお聞かせ願う。

〈三点目〉

①平成23年6月に成立した改正介護保険法には、地域をあげた市民後見人の育成・支援組織の体制を整備していくとある。

それは、高齢者の権利擁護の推進としても後見人の養成は喫緊の課題かと思うが、本市の取り組みをお聞かせ願う。

②成年後見制度の活用については対象者の増加に伴い、成年後見制度の周知を図るため、これからは定期的に情報提供していく必要があると考えるが、この件に関して、市ではどのように考えているかお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

現在、本市においても高齢化が進展しており、これに伴い「認知症」の高齢者も増えている。高齢者が認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の、良い環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、今後、認知症対策が推進されるものであると認識している。

●市民生活部長答弁

一番目の本市における要介護高齢者の認知症の占める割合については、8・5%であり、県平均10・5%よりは低い状況にある。

二番目の認知症サポーターについては、昨年度までに1678人が受講し、認知症サポーターとして養成している。年齢層は、成人期にある方々が中心となっている。

また、認知症サポーター養成講座を受講した人たちの、その後の活動の効果の把握については、毎回、講座終了後アンケートを行っており、その後の行動に繋げられるようにしている。

三番目の市内の学校全体で取り組むことについては、毎年計画的に進めており、今年度においては、市役所職員や地区組織、高校生、一般市民を対象としている。

このような状況の中で、市内の学校を対象にした取り組みについては、今後、学校教育と連携し効果的な実施等について検討して参りたいと考えている。

次に、二点目の医療との連携については、昨年4月に「富士北麓認知症を考える会」を発足し、現在、富士吉田医師会が事務局となり、認知症の診断・治療のフローチャートや簡易スクリーニングシートの作成を行っている。

本市としては、関係機関とのネットワーク化により他職種が協同し、総合的に認知症高齢者やその家族を支援して参りたいと考えている。

二番目の「認知症初期集中支援チーム」の設置については、国において本年度から「認知症初期集中支援チーム」の設置について全国10箇所でモデル事業を実施し、平成29年度までに制度化を検討することとしている。本市としては、国・県等の動向を注視しながら関係機関等と検討を進めて参りたいと考えている。

三番目の認知症に関する模擬訓練の取り組みについては、本市としても、今後増加する認知症に対し早急にその対応について検討、実施していかなければならないと認識しているが、現在、認知症サポーター養成講座等を主として、まずは市民の皆様に認知症への理解とその対応についての周知を図っていることから、模擬訓練への取り組みについては、今後、関係機関等とその効果を含め協議、検討して参りたい。

次に、三点目の成年後見人制度についてであるが、一番目の成年後見人の養成については、現在、本市においては成年後見人制度の主たる対応は社会福祉士が担っている。今後、この制度の需要を鑑み、市民後見人の養成について検討して参りたいと考えている。

二番目の成年後見制度の周知については、広報紙や認知症サポーター養成講座、また、高齢者の健康ミニ講話等で周知を行っているが、今後、認知症高齢者が増加することを踏まえ、CATVや健康教室、地区組織等あらゆる機会を捉え、周知して参りたいと考えている。

●2回目の質問

山梨県の健康長寿やまなしプランの中にも認知症対策の一つとして、県民皆「認知症サポーター」を目指した周知と啓発を行うと明確に示されている。

このような点からも、成人層にとどまらず学校でも積極的に取り組むべきではないかと考えるが、再度市の考えをお聞きする。

又、養成講座を受けた方々に実際の訓練も取り入れる必要があると思うが、その必要性についてどのように考えているかお聞きかせ願う。

〈二点目〉

①指定居宅介護支援事業所の特定事業所が24時間電話による相談に対応してくれるとの事。その施設は、市内に4カ所で、その施設を使用している方々が利用しているそうである。

では、この施設を利用していない方の為に、市ではどのような対応をしているかお聞かせ願う。

又、より身近な取り組みとして、まず、包括センターの専門職の方たちに相談の窓口をもって頂き、一刻も早く安心な体制を整えていただきたいと希望するが、このような対策についての考えもお聞かせ願う。

②③「認知症初期集中支援チーム」の制度も国、県の動向を注視しながらとあるが平成29年を待たずに、本市として積極的に取り組んでいただきたいと思う。

先にお聞きした、認知症養成サポーターの実際の訓練と連動させて行うことはいかがか、市の考えをお聞かせ願う。

〈三点目〉

本市では、この制度を利用される方は年間数名とのことであったが、その数字が示しているのは必要とする人が少ないという事か。

利用率が低いということは制度の周知が低く、もっと解りやすいPRが必要なのではないか。

後見制度が利用しやすい受け皿を整えていく必要があると思うが、どのように考えているかお聞かせ願う。

●市民生活部長答弁

一点目の認知症サポーター養成講座についてであるが、既に、毎年計画的に進めている。今後は、その計画の進捗状況も踏まえ、市内の学校を対象とする時期等、教育委員会と連携しながら検討して参りたい。

また、養成講座を受けた方々への模擬訓練についてはまずは、養成講座等を主として展開し、模擬訓練への取組みについては、今後、協議・検討して参りたい。

次に、二点目の認知症対策についてであるが、本市においては、既に4ヶ所の地域包括センターブランチにおいて、24時間体制のもと、市民の皆様が困ったときには、いつでも相談できる「総合相談窓口」を開設している。

次に、三点目の成年後見人制度についてであるが、本市においては、本制度を利用する方が少ないのが現状であり、社会福祉士等により十分な対応が図られている。

このため、市民後見人の育成については、現在のところ、必要性が低いものと判断している。

●3回目の質問

24時間体制の相談窓口はすでに、整っているとの答弁であったが、現実には連絡しても電話がつながらなかったり、日曜日にやっていない施設もあったりというのが現実ではないか。

24時間というのは、365日にいつでもと考えるが、違うか。

出来れば、相談窓口の体制を見直して施設や電話番号等解りやすく周知していただくことは出来ないか、本市の考えをお聞かせ願う。

●市民生活部長答弁

24時間体制の相談窓口については既に、4ヶ所の地域包括支援センターブランチにおいて、24時間365日の相談体制を整えており、十分な対応を行っている。

相談窓口の周知については、改めて広報紙、CATV等あらゆる機会を活用してその周知に努めて参る。

②婚活事業について

●1回目の質問

本市においても、結婚相談事業が市から社会福祉協議会に委託され、事業として行われていた時期があったが、いつの間にか終わっていたことを聞き、大変に残念に思った。

「婚活事業」を少子化対策の効果的な取り組みの一つと位置づけて、地域の実情に応じた支援策を検討・推進することを提案するとともに、市としてもう一度「婚活事業」に取り組むことを考えることは出来ないか、本市の考えをお聞かせ願う。

〈二点目〉

国で、平成26年度予算概算要求に「地域・少子化危機突破支援プログラム推進事業経費」として約2億円を計上したが、この様なプログラム推進事業に本市も公募してもらいたいと思うが、本市として、国の事業を積極的に取り入れる考えがあるか伺いたいと思う。市の考えをお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

二点目の「地域・少子化危機突破支援プログラム推進事業」については、現在、その規模や内容については決定されておらず、検討・調整の段階であるので、本市としては、事業内容が明確になったところで検討を進めて参りたい。

●市民生活部長答弁

本市では、平成7年度から平成22年11月まで結婚相談業務を社会福祉協議会へ業務委託し、実施して参った。

しかしながら、平成20年度から平成22年度の3年間の、成婚に至ったケースは平成20年度は6件、平成21年度は8件、平成22年度は2件と年々減少してきた。

こうした状況から、あらゆる方向から検討を重ねた結果、費用対効果や実績から鑑み、行政が担う事業としては限界があると判断し、平成22年11月末で廃止したものである。

一方、山梨県においては、様々なイベントの紹介や必要に応じた助言を行う「やまなし縁結びサポーター」制度を実施している。

また、市内においては、未婚の男女の出会いの場を提供している民間団体等が活発に活動を展開しているところである。

本市としては、これらの支援や活動を見守ることとし、「新たな婚活事業」に特化した業務に取り組むことは考えていない。

●2回目の質問

新たな婚活事業に取り組むことは考えていないという残念な答弁をいただいたが、今や、少子高齢化から生ずる問題が社会の大きな問題になっている。

中でも、結婚問題は即、介護の問題へもつながっている。

今、意図的にも行政が腰を上げなければ間に合わないと思うが、いかがか。

「地域・少子化危機突破支援プログラム推進事業」が国で実施された時には、どこよりも早く手をあげられるよう、もっと問題意識をもって富士吉田市発で事業に取り組む必要があると思うが、いかがか。

本市で言う民間の事業を見守るとは具体的にどのようなことか、お聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

国の「地域・少子化危機突破支援プログラム推進事業」についてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、事業の内容が明確になったところで検討して参りたいと考えている。

●市民生活部長答弁

婚活事業については、山梨県による広域的な支援や、民間団体等での活動が活発に実施されている。

このため、これらの活動が今後どのように展開され、結婚まで至った件数はどのくらいあるかなど事業の状況や成果を見守り、今後、行政としてできる支援、取組みがあるかなど検討して参りたい。

●3回目の質問

そもそも、婚活事業は結婚に至るだけが目的ではないと思う。

ここで婚活事業と言っているのは、結婚に対する不安への相談をしたり、又、出会いへのお手伝いをしていくことだと思う。

市で仰ってる民間の活動は多くは、若い世代の出会いが主流だと思うが、相談というのは例えば、30代後半・40代・50代と両親の介護をしていたり、様々な理由で出会いの機会をなくしたり、また、障がいのある方も結婚のことで悩んでいる方も多いかと思う。

そうした相談の窓口を作り、応援していく体制を作っていく必要があると思うが、本市ではこの様な点も現在の民間の活動があれば大丈夫とお考えか。

再度お聞きするが「婚活事業」は必要ないか、市の考えをお聞かせ願う。

●市民生活部長答弁

結婚相談の窓口についてであるが、既に、福祉保健総合相談業務の中で結婚等に関する様々な相談に対応している。

次に、婚活事業の必要性についてであるが、市内で婚活事業に積極的に取り組んでいる民間団体等に対して、行政としてできる支援、取組みがあるかなど検討して参りたいと考えている。

●全文については、次期定例会（3月）より、市立図書館および市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問 12月

戸田　元　議員

①本市の財政について

●1回目の質問

堀内市長は、日頃から本市財政の健全性を積極的にアピールしているところであり、また、その健全性を裏付けるように、11月18日の山梨日々新聞紙上における県内市町村の財政状況では、本市の起債残高は、平成14年の224億円あまりから、平成24年には159億円あまりと、11年間で約65億円減少したという記事があった。

そこでまず、この起債残高の減少を含め、本市の現在の財政状況全体についてお聞かせ願う。

その一方で、新倉南線や東富士1号線、大明見下の水線などの基幹道路整備をはじめ、西丸尾団地の建て替えや市役所東側庁舎の建設などの大型プロジェクトが着々と進められているが、いずれも多額の経費を要するものである。

さらには、（仮称）ふれあい庵整備事業費約9億4千万円、歴史民俗博物館のリニューアル事業費約10億4千万円、給食センターの建て替え事業費約23億円など大型の施設整備事業が予定されている。

そこで、今後予定されている大型事業については、本当に行う必要があるものなのか、あるいは、事業の延期や規模の縮小などについても再検討をする必要があるものと思われるが、市長の考えをお伺いする。

併せて、これらを行う上での財政の見通しはどうなっているのか、細にご説明願う。

●1回目の市長答弁

市債残高は、この6年間で、一般会計では45億円余り、市全体では81億円余り減少し、利子額だけでも3億円余り削減した。

また、市の預金で幅広く使える一般会計の財政調整基金については、この6年間で10億円余り増加した。

このように、市債の減少や財政調整基金の増額など、目に見える健全な財政運営を行った結果、人口1人当たりの市債や財政調整基金の残高は、県内13市の中でトップクラスに位置するなど、良好な財政状況となっている。

次に、今後予定している大型事業の必要性、及びこれらを行う上での財政見通しについてであるが、市民の皆様が安心して暮らすことができ、将来に希望を持てるように、高い行政水準を維持した市政運営を力強く推進するとともに、市民の皆様のために必要な事業に対しては、「今やるべきこと」は「今やる」こととし、財政の健全性を堅持する中で、「選択と集中」による事業の優先的、計画的な考えのもと、必要な一定額の費用を積極的に投入して確実に推進することが私の役割であり、責務であると考えている。

また、本年9月に平成25年度から平成29年度までの5年間の財政計画である中期財政計画を提示した。

この中期財政計画においては、今後予定している大型事業の執行なども含まれており、この計画に即して財政の健全性を確保し、市にとって必要不可欠の事業である（仮称）多世代交流施設ふれあい庵整備事業をはじめ、「今やるべきこと」は「今やる」事業を確実に執行して、市民の皆様が安心して暮らすことができ、将来に希望を持てるように力強く市政を推進して参る。

●2回目の質問

確かに、「今やるべきこと」は「今やる」という市長の考えは、私も共感し、事業の必要性も十分に認識しているところであるが、これら大型事業にかかる国県等からの補助金、市民の貯金である基金の取り崩し、また反対に、市民の借金となる新たな起債、一般会計からの持ち出しなど、それぞれの事業ごとの資金計画について、説明願う。

市長は、先の9月定例会において、中期財政計画を示され、これらの事業の支出を含めた中で、今後、5年間の財政状況については不安がないと答弁しているが、中期財政計画以降の長期的な財政見通しについても安心といえるものか、市長のご見解をお伺いする。

●2回目の市長答弁

まず、事業の資金計画についてであるが、（仮称）多世代交流施設ふれあい庵整備事業の財源内訳については、事業費は9億4200万円余りで、その財源内訳は、国庫支出金1億2700万円余り、地方債3億5300万円、公共施設整備基金1億円、一般財源3億6200万円弱である。

博物館リニューアル事業の財源内訳については、事業費は10億4800万円で、その財源内訳は、国庫支出金1億2700万円余り、地方債4億1千万円弱、公共施設整備基金1億円、一般財源4億1100万円弱である。

（仮称）富士の郷食あいセンター整備事業の財源内訳については、事業費は23億1800万円余りで、その財源内訳は、国庫支出金1億3600万円余り、地方債7億7800万円余り、公共施設整備基金2億円、一般財源12億400万円弱である。

これらの事業費の合計は43億円余りとなり、その財源内訳は、国庫支出金3億9千万円余り、地方債15億4100万円余り、公共施設整備基金4億円、一般財源19億7700万円余りである。

その資金計画については、平成25年度から平成29年度までの5年間の中期財政計画を策定し、財政の健全性を堅持する中で、これらの事業資金を確実に確保している。

次に、中期財政計画以降の長期的な財政見通しについてであるが、平成30年度以降の借入金の返済シミュレーションについては、既に、内部の検討資料として別途に作成し、長期的な財政運営の検討・分析を行っているところである。

財政の健全化という課題は、私が市長に就任したときからの公約の一つとして、全身全霊を傾けて取り組できた課題であり、今後においても、この姿勢を変えることなく、財政の健全性を堅持して参る。

●3回目の質問

市長は、答弁の中で財政の健全化という課題は、市長に就任したときからの公約の一つとして、全身全霊を傾けて取り組んできた課題と述べられているが、その政治姿勢として、市民への積極的な情報提供と市民協働によるまちづくりを掲げておられることは、私もそのように認識をしているところである。

したがって、各施設などの整備概要や市の財政状況などの情報は、これまで以上に市民へ提供し、あるいは説明の場を設けるなど、説明責任を果たすとともに、理解を得る必要があると考えるが、市長の御見解をお伺いする。

●3回目の市長答弁

市民への説明責任については、これまでにも様々な機会を捉え、本市の財政状況、施設整備計画、道路整備状況などについて、市民の皆様に御説明申し上げて参った。

今後においても、私の役割と責任において、機会あるごとに、財政状況や事業の必要性などについて、わかりやすく説明し、市民の皆様に御理解いただけるように努めて参る。

②リフレエリアの活性化について

●1回目の質問

本年6月22日、待ちに待った富士山の世界遺産登録により、富士北麓地域には多くの観光客が訪れると見込まれているが、現在までのところ、本市においては世界遺産効果の実感は薄く、単に通過観光客による交通渋滞が増えただけだと嘆く市民も多いと聞いている。

そこで、市民が世界遺産効果を実感できる地域振興のためには、道の駅ふじよしだのエリアを核として、この通過観光客を本市に導くような施策が必要であると考える。

そのためには、このエリア付近の東富士五湖道路へのスマートインターチェンジを設置することが最も効果的であり、また、市民の利便性も格段に向上するものと思われる。

本市では、現在、仮称富士吉田北スマートインターチェンジの設置に鋭意取り組んでいるが、来年度からはいよいよ一部の工事が始まるなど、インター設置に向けた道筋が立てられたので、今後は、この東富士五湖道路へのスマートインターチェンジ設置に向けた取り組みを始めるべきと考えるが、市長の考えをお伺いしたい。

また、東富士五湖道路の料金が高いことは承知のとおりであるので、これらの状況等を踏まえ、平成22年から1年間、無料化のための社会実験が行われたが、市では、この実験の評価、あるいは今後の動向等について把握しているのか、把握しているのであれば、その内容についてもお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

東富士五湖道路へのスマートインターチェンジ設置に向けた取組みについてであるが、御殿場市、小山町及び東富士五湖道路沿線市町村で構成する東名・中央連絡道路建設促進期成同盟において、東富士五湖道路の4車線化及びパーキングエリア等の設置について、国土交通省、山梨県、ネクスコ中日本に対し要望を行っているところであり、今後においても、引き続き関係機関と連携を図りながら積極的に働きかけを行って参る。

次に、高速道路無料化社会実験についてであるが、ネクスコ中日本の報告によると、東富士五湖道路の須走インターチェンジにおける実験期間中の交通量は前年比149・6％、国道138号については103・5％の増加となっている。

この結果、無料化による観光客の増加は見込まれるが、政権交代による国の方針の変更及び財源の問題から、今後、無料化されることはないものと考えている。

●2回目の質問

ただいま、市長から東富士五湖道路へのインター設置に向けて、行動を起こされる旨の答弁をいただき、心強く感じているところである。

しかしながら、ただ、インターを設置するだけでは、観光振興の効果は薄く、道の駅エリアから市内へ観光客を誘導する取り組みと合わせることにより、更なる観光振興効果を得られるものと考える。

そこで、市内の観光拠点である北口本宮富士浅間神社や中ノ茶屋、浅間公園、さらには現在取り組みが進められている、慶応義塾との連携による街づくりのエリアなどへの誘導策について、どのようにお考えか、市長の見解をお伺いする。

さらに、道の駅エリア付近へのインター設置となれば、当該地域の特殊性などから、忍野、山中湖の2村、また恩賜林組合の協力が不可欠となる。

これらの課題に対し、市長はどのように対応されるのか、お聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

市内の観光拠点等への誘導についてであるが、具体的には、それぞれの観光資源情報を名刺大のカードにして設置し、スマートフォンのアプリやインターネットと連動させることにより、観光客の皆様に興味を持っていただき、市内へ誘導を図ることを考えている。

また、リフレふじよしだエリアはもとより、宿泊施設や富士山駅、その他の観光施設など、多くの人々が集まる場所に設置することにより、さらに有効な仕組みになるものと考えている。

次に、忍野村、山中湖村及び富士吉田市外二ケ村恩賜県有財産保護組合の協力についてであるが、当該エリアの特殊性については、私も十分認識をしているので、当該エリアへのインターチェンジ整備の実現性が高まった段階で、忍野村、山中湖村及び富士吉田市外二ケ村恩賜県有財産保護組合等の関係機関と慎重に協議を進めて参りたいと考えている。

③新たな御坂トンネルについて

●1回目の質問

県の横内知事は、昨年12月の県議会において、リニア中央新幹線の駅から富士北麓までの異動時間を短縮するため、国道137号への新たな御坂トンネル建設に意欲を示した。

とはいえ、リニア中央新幹線の開業は、10年以上も先のことであり、まだまだ解決しなければならない多くの課題が山積していることは、十分承知をしているところである。

しかしながら、このトンネルは、現在、整備が進められている新倉南線とも直結するトンネルであり、本市にとっても非常に効果の高いものであるので、今後、本市といたしましても、新たな御坂トンネルの早期実現のため、山梨県をはじめとする関係機関に対し、積極的に働きかけを行う必要があると思うが、市長の考えをお伺いする。

●1回目の市長答弁

この新たな御坂トンネル建設構想は、甲府地域と富士北麓地域とのアクセス強化と利便性の向上が図られるとともに、富士山火山災害や地震災害における安全な移動を確保する災害避難道路として大きな役割を果たすものと考えている。

さらに、リニアを活用した今後の県土づくりにおいて、富士北麓地域の発展と本市の観光及び産業の新たな活性化の起爆剤として大いに寄与するものと考えている。

このような中、本年8月には、富士北麓地域の市町村において、山梨県に対し新たな御坂トンネルの早期実現に向けて要望書を提出したところであり、今後においても、関係市町村と連携を図り、新たな御坂トンネルの早期実現に向け積極的に要望して参る。

●2回目の質問

市長が答弁されるとおり、甲府地域へのアクセス向上はもとより、災害時の避難路としても大きな役割を果たすわけである。

しかしながら、新たな御坂トンネルは、リニア新駅と富士北麓を結ぶためのトンネルとして構想が打ち出されたものであり、JR東海によれば、リニア中央新幹線の開業は、14年後の2027年を目指しているとのことである。

これらのことを考え合わせると、トンネルの完成は早くても10年以上も先のこととなってしまう。

そこで、富士北麓地域にとって非常に重要なこの新たなトンネルの建設をリニア新幹線に囚われることなく、できる限り早期に取り組んでいただけるよう県に対し働きかける必要があると思うが、市長の御見解をお伺いする。

●2回目の市長答弁

御坂トンネルの建設については、横内知事が、本年11月定例会において、リニア中央新幹線建設に合せて、建設可否を判断するための概略ルートの検討など、基礎調査に入る方針を示したことで進展が見られた。

市としても、早期実現に向けて富士北麓地域市町村との連携を強化し、山梨県に対して積極的に要望を行って参る。

●全文については、次期定例会（３月）より、市立図書館および市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問

12月

太田　利政　議員

①（仮称）富士吉田南インターチェンジ及びパーキングエリアの併設について

●1回目の質問

近年における観光は、国際化、広域化、高度情報化など、めまぐるしい動向への対応が望まれている。

そのような状況下で、本年、富士山が世界文化遺産に登録になり、我が市も最近はメディア等の宣伝により観光客が増加しつつある。

県の調査によると、平成24年度に富士北麓地域に訪れた観光客は約１６００万人、我が市には約６５４万人となっている。

この様な状況を見るときに、我が市に来ていただく観光客のアクセス道路、東富士五湖道路に富士吉田南インターチェンジ及びパーキングエリアの併設を望むところである。

東富士五湖道路の富士吉田ＩＣから山中湖出口までが約14kmであるが、中間にはサービスエリア、パーキングエリアもない。富士吉田ＩＣから、丁度看護専門学校の上の所まで約５kmである。

東富士五湖道路から下りて、道の駅エリアから１３８号（国道）に繋がるアクセスが整備されると、道の駅、レーダードーム、更には、今度リニューアルする博物館がある活性化エリアへの動線となる。このエリアは我が市の南の玄関、すなわち多少でも観光客の滞留できる場所である。

東富士五湖道路の（仮称）富士吉田南ＩＣに隣接したパーキングエリアに関しては、富士山の眺望が出来る最高の場所であり、数年前のスポーツ新聞に、東富士五湖道路は富士山を眺めるには日本一の場所であると記載されたことがあった。

このようなことから、両施設は、この東富士五湖道路には必要不可欠であると思うところである。

私は過去の数回に渡り、（仮称）富士吉田北スマートＩＣの一般質問も行ってきた。

北スマートＩＣは数年後には完成するでしょうが、中央高速道路からの富士吉田市への誘客を図る北の玄関口ができる目途のたった今こそ、今度は我が市の南の玄関口にインターチェンジを設置して、観光客を市内に受け入れる事は大切ではないか。

国道１３８号もいずれは４車線化になる事を考慮すると当然の事と思うが、市長のお考えをお伺いする。

●1回目の市長答弁

富士山の世界遺産登録を契機に、以前にも増して国内、海外から多くの目が向けられ、県外からの自家用車や観光バスによる観光客等も日増しに増えていることを私も実感しているところである。

富士吉田市第５次総合計画及び都市計画マスタープランにおいて、当該地域における観光や産業振興及び防災対策など、さらなる利便性や安全性の促進と、新規ＩＣを含め、富士山の眺望を生かした休憩・交流スペースとなるハイウェイオアシスの整備を検討し、リフレふじよしだとＩＣとの連携を向上するアクセス道路の整備により、富士の自然を活用する広域的な観光、交流等の機能を持つ広域交流拠点の利活用を促進していくこととしている。

東富士五湖道路に富士山を眺望することができるパーキングエリア、ハイウェイオアシスを設置し、さらにスマートＩＣを併設することにより、リフレふじよしだの広域交流拠点としての機能が飛躍的に向上するものと考えられる。

また、市内の道路体系においても、東富士五湖道路へのＩＣが設置されることにより、既に事業が開始されている（仮称）富士吉田北スマートＩＣと併せて、市内に向かう南北の玄関口としての位置づけが確立できるものと考えている。

これらの構想の実現に向けて、現在、御殿場市、小山町及び東富士五湖道路沿線市町村で構成する東名・中央連絡道路建設促進期成同盟において、東富士五湖道路の４車線化及びパーキングエリア等の設置を国土交通省、山梨県、ネクスコ中日本に対し要望を続けているところであり、今後においても、関係機関と連携を図り、引き続き積極的に働きかけていく。

●2回目の質問

市長から、東富士五湖道路にインターチェンジや富士山の眺望を活かした休憩・交流スペース　ハイウェイオアシスを整備することについて、たいへん前向きな答弁をいただいたが、これらの施設の整備は、観光客も地域住民も切望していることであるので、市長がその実現に向けて、既に関係機関への働きかけを開始していることをお聴きし、たいへん有難く思う。

そこで提案だが、これらの施設を整備する上でのその位置については、立地条件からして富士散策公園の上あたりが適地ではないかと思うが、今後、関係機関に機動的に働きかけをしていく中で、この点を考慮いただければ幸いである。

市長のお考えをお伺いする。

●2回目の市長答弁

東富士五湖道路にパーキングエリア等を設置し、スマートＩＣを併設することは、本市の将来都市像の構築において、観光、交流、産業及び防災体制などの向上を図る上からも大変重要である。

こうしたことから、長い間の継続事業案として、御殿場市、小山町及び富士北麓の関係市町村で構成する東名・中央連絡道路促進期成同盟において、要望活動を続けており、国、県及びネクスコ中日本の陳情の際には、毎年、直接私も出向き、実現に向けて積極的に働きかけを行っている。

太田議員御提案の富士散策公園付近へのＩＣ及びハイウェイオアシスの設置については、要望活動に進捗が図られた際には、貴重な御意見として参考にしていく。

②北口本宮冨士浅間神社周辺のまちづくりと吉田口登山道の活性化について

●1回目の質問

本市の観光は、富士山登山観光であり、麓から徒歩で山頂まで登れる唯一の道、その出発点となる北口本宮冨士浅間神社には、多くの観光客がバス、自家用車等で訪れており、正面の参道を歩くと、両側には杉並木や、さらには、凛として整列されている燈篭があり、非常に幻想的な雰囲気をかもし出している。

北口本宮冨士浅間神社には、富士山世界遺産登録の効果もあり、現在も多くの来訪者があり、将来的にもかなりの増加が見込まれている。また、国道１３８号の４車線化の整備も具体的に動いている状況にあることから、それらを踏まえ、北口本宮冨士浅間神社周辺

のまちづくりなどについて市長は、どのように考えているのか。

次に、麓からの富士登山については、今年の夏シーズンは特に市長は推奨され、昨年と比べて大幅な登山者の増加となっていると聞いているが、どのくらいの増加があったのか、また今後、吉田口登山道のさらなる活性化に向けてどのように考えているのか。

●1回目の市長答弁

北口本宮冨士浅間神社は、富士山世界遺産の構成要素の位置付けもされており、富士吉田市民にとっては、富士山と並ぶもう一つの誇りでもある。また、世界遺産登録以降は、例年に比べ多くの参拝者が訪れている。

太田議員御発言のとおり、北口本宮冨士浅間神社周辺エリアには、多くの来訪者を受け入れるための駐車場整備や景観に配慮した土産物販売等、地域の活性化に繋げていく施策の実施を図る必要があるものと考えている。

このような状況の中、当該地区については、国道138号の拡幅整備事業が進行している。

国道138号の拡幅整備事業の事業化を受け、本年11月に、「国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会」が設置され、単に4車線拡幅整備だけではなく、世界遺産の重要な構成資産である北口本宮冨士浅間神社の門前町にふさわしい景観、機能を含めて周辺まちづくりの検討が予定されている。

したがって、今後は、当該検討委員会の結果も踏まえて、国土交通省、山梨県、市議会をはじめ地域の皆様の御理解、御協力をいただきながら、この地域の整備について検討していきたい。

次に、吉田口登山道の活性化についてであるが、麓からの登山者については、昨年度に比べ今年度は約1万人の増加となっている。

吉田口登山道の活性化については、本年4月に登山の拠点となる中ノ茶屋をオープンさせ、登山シーズン中にはお休み処の開設や富士登山認定書の交付を行い、また、大石茶屋跡地に仮設休憩所や、登山道沿い6箇所に仮設トイレの設置を行うほか、富士山駅から馬返しまでの登山バスの運行等、登山者に気持ちよく登山して頂くための、おもてなしの心をもった様々な事業を実施し、吉田口登山道の活性化を図ってきた。

今後においても、麓から豊かな自然や歴史、文化に触れながら、吉田口登山道を楽しんで頂けるよう様々な施策を講じていきたい。

●2回目の質問

市長の答弁にもあったように、北口本宮冨士浅間神社は富士吉田市にとって、富士山と並ぶもう一つの誇りである。

また、周辺エリアは本市の貴重な文化資源でもあり、観光資源にもなりうる各施設が存在し、世界遺産効果を継続できる可能性を十分秘めた地区でもある。

本年6月の富士山世界遺産登録を追い風にして、国道138号の拡幅整備に併せて、当該地域のまちづくりの必要性について、市長の答弁をいただいたが、まさしく、私の意図するところと同じであり、将来を見据えたまちづくりの視点で積極的な事業展開を期待しているところである。

第1回目の答弁の中で、国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会の検討結果を踏まえて、関係機関とこの地域の整備について検討していくとのことであるが、まさしく、国道138号の拡幅整備に併せて当該地域のまちづくりを実施することが、最善の方策だと考えている。

富士散策公園からの富士山

そこで再度、市長の北口本宮冨士浅間神社周辺のまちづくりに対する意気込みをお聞きする。

次に、吉田口登山道の活性化についてであるが、本年度は様々なおもてなしの事業を展開し、麓からの登山者も約1万人増加したとのことである。

5合目から登ることだけが富士登山ではなく、吉田口登山道を活用した富士山の色々な楽しみ方の提案を積極的に仕掛けることは、より富士山ファンを増やし、より一層世界遺産効果を継続させることにも繋がると考えている。

そこで、今後さらなる吉田口登山道の活性化のために当該登山道の魅力や楽しみ方の情報を発信しつづけることが重要であると考えるが、市長の考えをお伺いする。

●2回目の市長答弁

まず、北口本宮冨士浅間神社周辺のまちづくりに対する私の意気込みについてであるが、北口本宮冨士浅間神社周辺については、本年6月の世界遺産登録において、構成要素及び構成資産として位置づけられ、信仰の対象の核となる御師住宅など、富士山信仰において歴史的、文化的な価値を有する大変重要な施設が存在する地域である。

世界遺産効果を一過性の盛り上がりで収束させないためにも、文化的価値や観光的価値のある地域資源を活用し、世界遺産効果を維持することが重要な課題であると考えている。

世界遺産登録と時期を同じくして、当該地域の大動脈である国道138号の拡幅整備に向けた動きが始まっている。

太田議員御発言のとおり、北口本宮冨士浅間神社周辺のまちづくりの実施時期については、門前町にふさわしい景観や機能などの検討を踏まえ、国道の拡幅整備に併せて実施することが最善であると考えているので、効果的な事業執行ができるよう最優先事業として位置付け、全庁組織を挙げて取り組んでいく。

次に、吉田口登山道の情報発信についてであるが、これまでも本市のホームページや登山マップ等で広く周知を図ってきたが、今後は、夏の登山シーズンばかりでなく、麓ならではの四季折々の吉田口登山道の魅力や楽しみ方を季節に合わせ、提案するとともに、様々な情報媒体を活用する中で、広く情報発信を行うことにより、多くの皆様が年間を通して本市を訪れ、楽しんでいただけるよう、今後とも様々な施策を講じていく。

●全文については、次期定例会（3月）より、市立図書館および市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問 12月

渡辺　幸寿　議員

①市道等の整備計画について

●1回目の質問

　富士山が今年6月22日に念願の世界文化遺産登録となった事により、富士山をはじめ、富士五湖地方には、県外はもとより、海外からも大勢の観光客が訪れているが、その大部分の方は、自動車により中央自動車道・東富士五湖道路・国道137号・138号・139号の広域幹線道路を利用して訪れている。

　現在、本市に関する道路については、国道138号の4車線化の拡幅事業も検討委員会及び作業部会が発足し、また、市道大明見下の水線・東富士1号線などの整備事業は平成27年度中に、富士吉田北スマートICについては、平成29年から平成30年には供用開始出来るものと聞いている。

　富士吉田市西部地域における新倉南線整備事業についても、（仮称）新倉トンネルも貫通をみており、山梨県も平成27年3月までの全面供用開始を予定しているとの事であり、平成26年12月までには都市計画道路・赤坂小明見線までの一部まででも、何としても供用開始を行いたいと聞き及んでいる。

　道路整備は、広域幹線道路・都市幹線道路とのネットワークの強化を図ることにより、私達が日常に利用している生活道路の利便性の向上、渋滞の緩和、安全性・防災機能の向上、雇用拡大がより効率的に図れるものと私は考えている。

　しかし、当市の都市計画道路の整備状況は、改良舗装率にすると56％しか進んでいないのが現状であり、これらの中で、赤坂小明見線は、改良舗装率は今だ30・5%である。

　その中で、平成26年度末に予定している市道新倉南線の開通に伴い、その連結道路である赤坂小明見線、通称市道新町通り線への交通量等の動態予想とその影響、及び本市の今後の道路整備計画への取り組み状況についてお伺いする。

●1回目の市長答弁

　市道新倉南線の開通に伴う影響等についてであるが、山梨県の交通量調査によると、供用開始後の市道新倉南線は、1日平均1万1千台の交通量があると報告されている。

　その中で、市道新町通り線を通行する車両は、現在でも、朝夕の通勤・通学の時間帯においては、一部の区間で渋滞が発生しており、供用開始後の交通量については、甲府方面、大月方面を連絡する道路としての重要度が増すことにより、相当数の増加が予測されている。

　そのため、市道新町通り線、市道中央通り線、市道昭和通り線、富士見バイパスとの動線の確保が重要な課題となるものと考え、検討を行っている。

　次に、本市の道路整備計画の状況についてであるが、第5次総合計画においては、人口減少、少子高齢化、社会情勢の変化や都市構造の変化に対応できる道路網の整備や災害・防災に特化した道路整備の推進が示されており、昨年度に改定を行った都市計画マスタープランでは、本市の将来のあるべき都市づくりの基本理念による、交通体系の整備方針に沿った道路整備計画、都市計画道路の見直し計画を策定することとしている。

　そのため、平成25・26年度で実施している用途地域の見直し事業と併せ、本年度は、道路計画基礎調査を実施し、将来都市像、道路交通の現状と課題を整理しているところである。

　既に開通している市道中央通り線、また、新たに開通を予定している市道新倉南線、（仮称）富士吉田北スマートIC、県道富士吉田西桂線、市道東富士1号線、市道大明見下の水線などの新規路線が進捗し、完成後に構築される幹線道路とのネットワークの強化を可能とした交通体系の構築、また、国の直轄事業として実施される国道138号の拡幅に伴う連結道路網の整備も含め、「富士の自然と歴史・文化の郷」を目標とするまちづくりに合った道路整備計画を平成27年度までに策定していく。

●2回目の質問

　私が平成22年3月定例市議会の一般質問でご指摘させて頂いた通り、おひめ坂付近は、踏み切りもあり、また幅員も狭く、5差路が交差する極めて危険なところであり、地域住民は今も大変な不便をしいられている。

　この時の市長のご答弁では、今後は市道新倉南線の開通後の交通混雑の状況を見ながら道路網の整備検討をしていきたいとの事であった。

　私が、この都市計画道路赤坂小明見線整備促進を再度質問させて頂くのは、富士山の世界文化遺産登録、7年後の2020年の東京オリンピック開催、15年後の2027年のリニア中央新幹線の供用開始などにより、多くの観光客の増加、更なる交通量の増加が予想され、その影響が懸念されるからであり、市道新倉南線の開通後に検討するのでは遅すぎるのではないかと地域住民からも同様の声が私のもとに届いている。

　道路整備は、観光産業の振興、地域経済の活性化、雇用機会などの創出が期待でき、地域活性化の切り札と考えられる。

　市長も自らのマニフェストの「創る」の中で、「住みたい・住み続けたいまちに富士山の素晴らしい自然・歴史・文化を活かしたまちづくりを進める。」として各種インフラの整備を実施しているが、これらの事を踏まえ、もう少し早い時期に前倒ししてでも都市計画道路、赤坂小明見線整備を急ぐ必要があるのではないかと思うが、市長のお考えをお聞かせください。

　また、本年9月に中期財政計画における主な事業一覧が提示されたが、この中の新規道路整備事業として、平成28年度から5億円の事業費の計上がなされているが、どの様な事業計画をもたれているのか。

　また、過去の道路整備の実施状況を見ると、計画作定から完成まで10年から20年位の長い期間が必要となっている状況にあるので、計画の実施については、速やかな対応が必要であると考えるが、これらの事を踏まえ、この点についても、併せて詳しくお聞かせください。

　次に、道路整備事業の中で、各自治会より毎年陳情による生活道路について、近年多発している集中豪雨に対する水路の整備、バリアフリーといった安心・安全な歩道等の改修など様々な要求がなされる中で、維持管理費用が、平成24年度決算では、1億6千万円あまりとなっている。

　しかしながら、示された中期財政計画によると、平成25年度1億1千万円、平成26年度には7700万円、

また、27年度以降29年度の3年間は、5500万円と事業費が削減の一途をたどっている。

このような予算で本当に自治会陳情に対する速やかな対応が出来るのか。

また、国・県などでも同様に議論になっているが、インフラについては、その老朽化対策、新設道路の建設と既設道路の改良・修繕はともに市民の日常生活を支える基礎となるものである。私達の生活を支える道路整備は積極的で迅速な対応が必要であると思うが、どのように考えておられるのかお聞かせください。

まちづくりにおける維持管理事業、ひいては交通体系の整備は、暮らしの利便性、安全性、防災性を向上させる為の必要不可欠なものであり、市政発展に必要な産業、経済及び観光資源の活性化を実現する為に、最も重要な基盤整備であると私は考えている。

●2回目の市長答弁

市道新町通り線については、都市計画道路10路線に含まれ、本市の将来都市像の骨格を形成する基幹道路となるものであり、国道・県道・市道により構成され、下吉田地区における重要な生活幹線道路であると同時に、大月方面と甲府方面を結ぶ重要な都市間道路として機能を果たしている。

市道新倉南線の供用開始に伴う将来交通量の増加による、児童・生徒・高齢者等の歩行者の安全対策、富士急行線の交差箇所や線形の曲線部分における交通障害の発生による道路機能の低下、また、本市有数の富士山ビューポイントである、新倉山浅間公園や孝徳公園などを訪れる国内外からのお客様を迎え入れるためのアクセス道路としてのルート確保など、様々な問題や課題に対し、安全で使いやすい道路、円滑な交通を確保できる道路、来訪者を迎え入れ観光交流の活性化が可能な道路として整備を行っていくため、市道新町通り線については、ルートと利活用方法を含めた中で、整備の必要性について認識しており、今後、検討を行っていく。

都市計画道路赤坂小明見線の整備については、今年度に実施している道路整備基礎調査を踏まえ、交通需要の動態・ネットワーク機能・交通安全・災害時の機能などの現状と問題点の確認を行い、当市における道路交通体系において短期、中期、長期的な視点で平成26・27年度に策定する道路整備計画に反映していく。

次に、中期財政計画において、平成28年度より新規道路整備に事業費を計上していることについてであるが、一般的には、道路整備計画の策定後は線形を含めた基本計画、測量、設計、用地買収、工事着手と一連の流れで進められ、長期の時間が必要とされる。

今後、道路整備計画の策定と併せ、その中で、既に国の直轄事業として進められている国道138号拡幅事業に関連して、連結する市道の新設及び拡幅等の事業費への計上となっている。

また、市道等維持管理事業については、市民の皆様が安全で、安心して通行していただけるよう、地元自治会を通して陳情を受けており、私もその必要性と重要性については十分認識をしている。

市内道路の改良及び修繕については、担当において速やかに状況を把握し、その緊急性・重要性を判断して優先順位を決定した中で、対応を図っているところである。

中期財政計画に計上してある事業費については、全国各地で多発した、児童の痛ましい通学路における交通事故を受け、「小学生が安心して登下校できる安全な通学環境づくり計画」に基づく社会資本整備総合交付金の事業を行うため、平成26・27年度工事請負費として増額されたものである。

今後においても、市民の皆様の「安心・安全な生活」に直結する事業であるので必要な事業には予算配分を行い対応していきたい。

●3回目の質問

平成22年3月の定例市議会の一般質問の中で、もう一つ提案させていただいた、新町通り線から老人福祉センター前、市道新倉浅間公園通り線を経由し、富士見バイパス北交差点から新開線の踏切までの拡幅と交差点の改良については、市長から山梨県へ要望して、道路網の整備を検討していきたいとのご答弁をいただいているが、その後、進捗が見られているのかお聞かせください。

私は、このルートを拡幅整備することは、富士山の世界文化遺産認定以後、新倉山浅間公園への観光客の増加も見られていることからすれば、いずれ取り壊しが行われる老人福祉センター跡地を大型観光バスの駐車場などに活用することで、新倉山浅間公園への観光客をスムーズに誘導することができ、市内西部地域の利便性の向上はもとより、観光面にも寄与するものと考えるところであるが、市長はどの様に考えておられるのかお聞かせください。

また、以前、新倉トンネル富士吉田市側入り口付近から市道新倉北裏通り線を活用し、入山川にかかる「第2日の出橋」を通り、新倉山浅間公園入り口の浅間橋を結び中央自動車道側道へ通じるルートの構想があったと聞いているが、市長はどのような見解をお持ちかお聞かせください。

●3回目の市長答弁

まず、富士見バイパス北交差点から新開線踏み切りまでの状況についてであるが、山梨県農務部が整備を行った幹線農道と連絡する市道新開支線のクランク部分については、今年度、解消を図ったところである。

また、この市道新開支線と富士見バイパス北交差点へ連絡する市道新開線の整備については、交差点及び踏み切りが存在し、交差協議上非常に厳しい状況であるので、今後は交通量及び動態の確認を行い、山梨県、富士急行株式会社、国土交通省等の関係機関と協議を行い、検討を進めていく。

次に、老人福祉センター跡地についてであるが、老人福祉センターの主な機能は(仮称)多世代交流施設ふれあい庵に移るものの、ハウスや作業所等の機能は現地に残る。

これらを利用する方々が活動するための利便性を確保しつつ、当面は利用者の駐車場として活用し、渡辺議員御提案の老人福祉センター跡地の利活用については、将来の道路計画の検討の中で、観光客の利便性等、様々な可能性を含め柔軟に検討していく。

次に、市道新倉通り線を活用し、入山川にかかる「第2日の出橋」、市道中央道東1号線を経由し国道に連結するルートについては、都市計画マスタープランに構想道路として位置付けられており、市道新倉南線のバイパス道路、新倉山浅間公園のアクセス道路として利活用を図っていくため、複数のルートについて、構想案の検討を行っている。

また、県東部建設事務所においては、現在、入山川の滝沢橋上流域の河川改修計画を検討しており、道路構想案との整合性を図りながら進めている。

渡辺議員御提案の道路整備については、今後策定していく道路整備計画において、短期、中期、長期の位置づけを行い、住民の皆様や観光客にとって利活用しやすい道路として計画を検討していく。

●全文については、次期定例会(3月)より、市立図書館および市議会図書室において閲覧できます。

市政一般質問 12月

勝俣　大紀　議員

①少子化対策について

●1回目の質問

少子化対策は、全国的な大きな社会問題であるが、当然のこと富士吉田市においても、重要な課題であることは間違いない。

現在、富士吉田市には少子化対策として、子宝応援医療費助成および子育て支援事業という2つの大きな柱があるが、もっと身近に子宝を授かる環境を整えてほしい、もっと、気軽に赤ちゃんに関する相談所があればいいな、という子育て世代の方々の要望もある。

そこで、当局のお考えをお聞きするが、まずは、富士吉田市における子宝応援医療費助成事業についてであるが、全国的に不妊治療を希望する方が増加しており、6組に1組が不妊にかかわる治療や検査を受けているというデータがある中で、事業開始年度から現在に至るまでの間のこの助成に対する申請件数と妊娠に至った方の件数は何件か、そして、そのデータを比較する中で、この事業の成果として、どのような分析をなされているのか。

次に、出産した後、定期的に乳幼児健診は実施されており、また、乳児家庭全戸訪問事業も展開されているが、健診や乳児家庭全戸訪問において、どのような相談を受け、それに対し、どのような指導をしているのか。

●1回目の市長答弁

現在、少子高齢化の進行が全国的な社会問題として広く認識されている。

国、県はもとより、地方自治体においても、少子高齢化に歯止めをかける政策の実現が求められているものとの判断から、少子化対策の一環として、子どもが欲しくても授かることができず、多額の治療費がかかる方の経済負担を軽減する事業目的のもと、平成21年度から子宝応援医療費助成事業を実施している。

その結果として、子宝に恵まれたケースも数多くあり、本事業は非常に有効な政策の1つであると認識している。

●市民生活部長答弁

まず、子宝応援医療費助成事業についてであるが、この事業は、医療機関で不妊症と診断され、子どもを望む夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより、妊娠の可能性を高め、経済的負担の軽減を図ることを目的として、平成21年度から開始したものであり、市内に1年以上在住している方を対象に、10万円を上限として、1年間にかかる医療費の自己負担額の2分の1を助成するもので、通算2回まで受けられるものである。

事業実施から約5年半の申請件数は、延べ件数119件、実申請者数85人となっており、妊娠に至った件数は63件であり、1回の申請で妊娠された方は40人、2回の申請では23人で、合計74%となっている。

次に、健診及び乳児家庭全戸訪問についてであるが、この事業は、出生後1ヶ月から4ヶ月までの間に、訪問や健診を行うものであり、その相談内容としては、第1子の母親においては、体重増加等の発育面や母乳、便秘、皮膚トラブル等の育児全般、気軽に話せる友達づくりなどの相談が多いのに対し、第2子以降の母親においては、育児面のほか、上の子との接し方、発達等についての相談が多くなり、また、共通の内容としては、育児によるストレス、育児への協力者や母親の体調などの相談を多く受けている。

これらの相談については、保健師・看護師・栄養士が、家庭訪問や健診の場面で指導を行い、個々の相談に合った解決策を一緒に考えながら支援を行っている。

また、その相談内容により、保健師や栄養士が訪問、電話等による相談を継続させ、毎日の育児に自信が持てるよう支援を行っている。

いずれにしても、乳児期の母親の育児支援策として実施している健診や乳児家庭全戸訪問において、育児負担の軽減を図り、積極的に育児ができるような支援体制の整備に引き続き努めていく。

●2回目の質問

この事業により助成の恩恵を受けることは、治療を受けていらっしゃる方にとって、どれだけ経済的な助けになっているのか、はかりしれない。

そこで、もっと身近に子宝を授かる環境を整えてほしいという課題について、私なりに考えてみた。

本題に入る前に、不妊治療がどのようなものなのかご紹介する。

まず、大きく分けて、卵子を採取する場合としない場合の2通りの方法がある。

前者については、体外受精と顕微授精の2つの方法があり、また後者については、タイミング法と精子を直接注入する人工授精の方法がある。

この治療は、女性にとっては、心身ともに非常に負担がかかることになる。

卵子の成長を促す排卵誘発剤などにより、吐き気、むくみなどを伴い、また、仕事をもっていらっしゃる方は、同僚に迷惑がかかると気遣い、無理をしてしまうといったようなことから精神的に疲れてしまうケースもあると聞いている。

通常、不妊治療を受けることになると、一般の外来の方と一緒になることが多いので、医師と十分に相談ができないといったジレンマが生じる。

このように不妊治療とは、女性の身体や心に負担が重くのしかかる先の見えない治療になる。

この課題を解消するため、他市町村では、不妊症外来という、不妊治療に特化した外来を設置している総合病院が存在する。

そのメリットは、専門医が在中しているため、安心して相談ができることなどであるが、デメリットとしても、卵子や精子、受精卵を凍結する装置、培養室等設備に巨額な投資が必要であることなどがあげられる。

仮に、富士吉田市がこの課題に着手する場合、ここ東部富士五湖周辺地域にはまだ、不妊治療に特化した外来はないので、週に1回でも、外来を設置していただけたら、不妊治療を受けやすい環境につながることと思う。

次に、もっと気軽に赤ちゃんに関する相談所があればいいなという課題について考えてみた。

私は、この課題を解消するために、いろいろ調査したが、その結果、産後の直後から約ひと月の間に、先ほど答弁の中にもあったような育児に関する問題や、新米のママたちが直面する問題が発生しているということがわかった。

それを裏付けるかのようなアンケート結果が、山梨県で行われた新たな産後育児支援の在り方検討会で発表され、その検討会を傍聴することができた。

この検討会では、産前産後から、お母さんや赤ちゃんに対し、一貫したサポー

トが不可欠であるという見解が示され、その取り組みは、産後直後からひと月の間に直面するであろう問題に対し、気軽に相談や指導が受けられるような施設を設置すること、つまり産後ケアセンターの設立を視野にいれた取り組みのことである。

この産後ケアセンターの設置の計画は、全国の自治体に先駆けて山梨県が行うものであり、また、この検討会は、山梨県における少子化対策のプロジェクトの一環であり、前出のアンケートにも富士吉田市として参加している。

そのアンケート結果に基づいて、富士吉田市に必要な部分を探ったところ、やはり、産後直後からひと月の間の母子ケアが十分でないことがわかった。

お母さんと赤ちゃんとのかかわりあい方などを気軽に相談できる場所が必要であり、また、そこには、専門的な知識を持った方が常駐し、電話相談や育児指導が受けられるなどの専門的なアドバイスが受けられるシステムが求められる。

さらには、お母さんたちの友達作りなどの総合的な育児に関しての窓口としての機関の設置も必要であると考える。

また、母子保健法においても、市町村は、必要に応じ、母子健康センターを設置するように努めなければならないとされている。

先に述べたことがらは、富士吉田市の将来の人口動態を憂いたからである。

人口動態のデータから女性に着目してはじき出された指標の一つとして合計特殊出生率というものがある。

これは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が、その年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものであるが、平成24年度、富士吉田市は1・38、山梨県は1・43、国は1・41となっている。

通常、この指標は2・0が正常値であると言われ、財政基盤を決定づける一つの指標でもあるので、この数値をみる限りでは、早急な対策を講じなければならないことはご理解いただけると思う。

また、市長の重要な政策の一つに、「子育てしたいまち№1に」をキャッチフレーズとして、誰もが安心して子育てできるまちづくりを進めていくとあるので、これに加えて、子作り№1の街にして行きましょう。

そこで質問だが、不妊症外来の開設の件、富士吉田市の特徴を生かした産後ケアセンターの設置の件、10年先、20年先の将来の人口動態を見据えた富士吉田市の少子化対策の件、以上3件について、市長のビジョンをそれぞれお聞かせください。

●2回目の市長答弁

少子化対策についてであるが、産前産後からの母子への一貫したケアについては、勝俣議員御発言のとおり、母親の心身、乳児の健康面において、必要不可欠な支援であると認識している。

現在、本市では、子育ての悩みを抱える母親のために、看護師や保健師等による訪問や健診事業を実施するとともに、つどいの広場を2箇所に設置するなど、子育てを支えるための事業を実施している。

さらに、福祉ホールを子育て支援の拠点施設として改修・整備を行い、子ども・子育て支援の視点から、少子化対策に取り組んでいく。

また、少子化対策の一歩は、子どもを授かりたいという願いを実現していくことであることから、現在、通算2回までとなっている医療費補助を、来年度からは通算5回までに拡大し、これまで以上に不妊治療に対する支援事業を充実させていく。

いずれにしても、誰もが安心して子育てできるまちづくりをさらに推進し、次世代を担う子どもたちが、健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれるまちづくり、まちぐるみで子育てを支える事業施策に力を注いでいく。

●市民生活部長答弁

不妊症外来の開設についてであるが、勝俣議員御発言のとおり、少子化が進む現在において、子宝を授かることの意義は、改めて申し上げるまでもない。富士北麓地域の中核を担う本市といたしましても、この問題を真摯に受け止め、環境整備を推進していかなければならないことは、十分承知している。

現在、地域の中核病院である市立病院において、不妊症外来としての専門外来は開設していないが、産婦人科外来において、常時、不妊等に関する相談や診療を実施している。

いずれにしても、勝俣議員御発言のとおり、不妊治療を行う環境整備は、巨額の施設整備や専門医の確保等、多くの課題があるので、今後検討していきたい。

次に、産後ケアセンターの設置についてであるが、産後ケアセンターについては、勝俣議員御発言のとおり、山梨県が全国の自治体に先駆けて、少子化対策の一環として推進するものである。

この産後ケアセンターは、出産直後から4ヶ月程度の母子の利用を想定し、そのニーズにより宿泊や日帰り、電話相談等ができ、育児不安を抱える母親の頼れる場であり、助産師、保健師等の専門家により常時対応できる産後ケアの拠点となる施設である。

本市のアンケート結果を見ると、約90％の母親が、産後育児の協力者は夫や父母等で、その協力支援は十分であると回答している。

しかし一方では、産後直後から4ヶ月頃までに不安や負担を感じた母親が約50％おり、保健師や助産師、心理カウンセラー等の専門家に直接会って相談したい、支援を受けたい母親が約65％であり、日帰りの育児指導や相談を受けたい母親が多いことなどから、本市における産後ケアのあり方としては、日帰り型の産後ケアセンターの整備が必要であるものと考えている。

●3回目の質問

市長の少子化対策に対する答弁の中で、産前産後にかけて母子への一貫したケアが必要であるという認識であること、また、子宝応援医療費助成事業が、来年度から通算5回まで拡大するということが認識できた。

不妊治療をされる方の経済的な負担が軽減されることは大いに評価できることであるが、もう一度赤ちゃんを授かる夢を抱けることは、治療を受ける当事者にとって、その思いは計り知れない。

不妊治療は、非常につらく、ゴールのない治療になることや、女性の心身に負担がかかることをもう一度ご理解していただきたい。

不妊症外来の件については、富士吉田市が、周辺地域における不妊治療の先駆者となることは、市民の皆様はもとより他市町村に対し、子育て、子作りの支援がもっとも重要な施策であることを知らしめることになると思うので、ぜひ、今後の子育て支援の一環として検討をお願いしたい。

さて、答弁の中で、福祉ホールを子育て支援の拠点施設として改修・整備を行っているとのことであったが、この福祉ホールは、子育て支援の総合的な窓口とし、いつもで気軽に立ち寄れる場所になると認識しているので、ぜひ、この福祉ホールに産後ケアセンターの機能を有した施設を設置してほしいと思うが、それは可能か。

●3回目の市長答弁

産後ケアセンターについては、安心して育児ができる環境づくりに向け、子育て支援の拠点施設となる福祉ホールの改修・整備と併せて設置していく。

議案等の処理結果（11月臨時会）

（賛成○／反対●／欠席▲／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案番号	案件	付託委員会等	渡辺嘉男	太田利政	奥脇和一	宮下豊	渡辺忠義	渡辺孝夫	宮下正男	渡辺利彦	戸田元	及川三郎	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	佐藤秀明	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	審議結果
議案第69号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	11/1即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意

◎内容については、“即決案件の内容”をご覧ください。

議案等の処理結果（12月定例会）

（賛成○／反対●／欠席▲／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案番号	案件	付託委員会等	渡辺嘉男	太田利政	奥脇和一	宮下豊	渡辺忠義	渡辺孝夫	宮下正男	渡辺利彦	戸田元	及川三郎	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	佐藤秀明	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	審議結果
議案第70号	組織機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第71号	富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第72号	富士吉田市民の体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第73号	市道の廃止について	建設水道	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第74号	市道の認定について	建設水道	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第75号	平成25年度富士吉田市一般会計補正予算（第６号）	総務経済	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第76号	平成25年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第２号）	建設水道	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第77号	平成25年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	文教厚生	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第78号	平成25年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第３号）	文教厚生	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第79号	平成25年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第２号）	文教厚生	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第80号	平成25年度富士吉田市水道事業会計補正予算（第２号）	建設水道	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第81号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	12/19即決	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第82号	富士吉田市議会委員会条例の一部改正について	12/19即決	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第83号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について	12/19即決	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願第１号	新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願について	総務経済	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
議案第84号	新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書について	12/19即決	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
選挙第７号	富士吉田市外二ケ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙について	指名推選	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
選挙第８号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	指名推選	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。
◎即決案件の内容については、“即決案件の内容”をご覧ください。